

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 ② 長野県立自然公園条例 (自然保護課)	県立自然公園内の特別地域(条8)	地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合は知事)	許 可 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 鉱物の掘採又は土石の採取 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 5 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は排水を排水設備を設けて排出する行為 6 広告物その他これに類するものの掲出若しくは設置又は広告その他これに類するものの工作物等への表示 7 屋外において土石その他知事が指定する物を集積し、又は貯蔵する行為 8 水面の埋め立て又は干拓 9 土地の開墾その他土地の形状の変更 10 高山植物その他これに類する植物で規則で定めるものの採取又は損傷 11 山岳に生息する動物その他の動物で規則で定めるものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は卵を採取し、若しくは損傷する行為。 12 屋根、壁面、へい、橋、鉄塔、送水管、その他これらに類するものの色彩の変更 13 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立入る行為 14 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 15 前項各号のほか特別地域における風致の維持に影響を及ぼす恐れがある行為で規則で定めるもの	条8 県則3 (適用除外) 条10 県則7  (指定するものはない)  (定めるものはない)  (指定する区域はない)  (定めるものはない)	● 許可基準については自然公園法施行規則第11条を準用する。
			届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 1 木竹の植栽 2 家畜の放牧	条8②	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">1 ② 長野県立自然公園条例 (自然保護課)</p>	<p>県立自然公園内の普通地域（条20）</p>	<p>地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合は知事)</p>	<p>届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課</p>	<p>(行為の制限)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 その規模が規則で定める基準を超える工作物の新築、改築又は増築</li> <li>2 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為</li> <li>3 広告物その他これに類する物の掲出若しくは設置又は広告その他これに類するものの工作物等への表示</li> <li>4 水面の埋立て又は干拓</li> <li>5 鉱物の掘採又は土石の採取</li> <li>6 土地の形状の変更</li> </ol> <p>(届出の基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物 高さ13m 又は延面積1,000㎡</li> <li>2 送水管 長さ70m</li> <li>3 鉄塔 高さ30m</li> <li>4 船舶の係留施設 長さ50m</li> <li>5 ダム 高さ20m</li> <li>6 鋼索鉄道 延長70m</li> <li>7 索道 傾斜長600m又は起点と終点の高低差200m</li> <li>8 別荘地の用に供する道路 幅員2m</li> <li>9 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13m又は水平投影面積1,000㎡</li> <li>10 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡</li> </ol> <p>(行為の着手制限) 国立公園内の普通地域におけるものと同じ。</p>	<p>条20① 県則8 (適用除外) 条22 県則9</p> <p style="text-align: right;">条20②</p>	<p>(自然保護協定の締結) 国立公園の普通地域におけるものと同じ。</p> <p>(自然環境影響調査の実施) 国立公園の普通地域におけるものと同じ。</p>